

災害時における車両貸与および給電支援に関する協定書

秋 田 市

秋田ダイハツ販売株式会社

災害時における車両貸与および給電支援に関する協定書

秋田市（以下、「甲」という。）と秋田ダイハツ販売株式会社（以下、「乙」という。）は、秋田市内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における車両の貸与および給電支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、乙が所有する車両を甲に貸与し、災害対応業務や給電を円滑に実施できるよう支援することを目的とする。

（協力内容）

第2条 本協定の協力内容は、以下のとおりとする。

- (1) 乙が所有する車両（乗用車、商用車問わず。）の無償貸与
- (2) 上記(1)の車両のうち、電気自動車（外部給電可能な自動車。以下同じ。）による電力供給支援

（応援要請）

第3条 甲は、災害時に、応援要請が必要と判断した場合は、乙に対し、「災害時における応援要請書」（第1号様式）により、本協定の内容に従い応援要請をすることができる。ただし、緊急を要する場合は、甲の担当者から電話等での要請も可能とし、後日「災害時における応援要請書」（第1号様式）を乙へ提出するものとする。

2 乙は、甲より応援要請を受けたときは、速やかに対応するものとし、貸与可能な車両数量等を、「災害時における車両貸与報告書」（第2号様式）により甲へ報告する。ただし、乙の業務に著しい支障がある場合若しくは乙の安全性が確保できない場合又は甲が要請する車両の種類や台数の確保が困難な場合は、乙は可能な範囲内で協力するものとする。

（車両の引渡し）

第4条 乙が、甲から応援要請を受けて車両を貸与する場合は、甲が指定する日時、場所で貸与するよう努めるものとする。

2 乙は、甲が指定する者と車両の種類や数量について双方で確認の上、引渡しするものとする。

（貸与期間）

第5条 本協定による車両の貸与期間は、原則7日間とする。ただし、甲が貸与期間の延長を要請した場合は、甲乙協議の上、貸与期間を延長するものとする。

(返却)

第6条 甲への車両の貸与期間が終了した場合又は貸与期間中でも、今後甲が使用する可能性がないと甲が判断した場合は、乙へ速やかに返却するものとする。なお、返却の日時、場所等については、甲乙協議の上決定する。

(使用用途)

第7条 乙から甲に無償貸与する車両の使用用途は、以下のとおりとする。

(1) 自動車（電力供給支援の用途でないもの）：災害支援活動全般

(2) 電気自動車（外部給電可能な自動車）：避難所等における電力供給

2 電気自動車の貸与の際、甲が外部給電器、V2H機器等の貸与も要請する場合は、乙は可能な限り貸与できるよう努めるものとする。ただし、この外部給電器等の使用によるトラブルがあっても、乙は一切責任を負わないものとする。

(使用時の留意事項)

第8条 甲は、乙より貸与された車両を使用するに当たって、以下の事項に留意することとする。

(1) 乙が指示する車両の使用条件や管理方法等を遵守し、安全に使用しなければならない。

(2) 貸与された車両を第三者に譲渡又は貸与等をしてはならない。

(3) 貸与された車両を、改造、改良等を行ってはならない。

(4) 貸与された車両を、甲と関係のない第三者に運転をさせてはならない。

(5) 貸与された車両に故障等の不具合が発生した場合は、乙へ速やかに報告しなければならない。

(費用負担)

第9条 甲は、乙より貸与された車両の使用に当たって生じた「燃料代、電気代、充電スタンド使用料」等は甲の負担とする。その他費用が発生した場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙が貸与した車両の運行や使用、管理により生じた事故や紛争、損害等については、乙は責任を負わず、甲が損害賠償責任を負うものとする。

2 甲は、貸与された車両を毀損又は紛失させた場合は、損害賠償責任を負うものとする。なお、損害賠償額、支払方法等は甲乙協議の上決定する。

(自動車保険)

第11条 乙が、甲に貸与する車両の自賠責保険および任意保険については、乙がその加入費用を負担し、甲の使用状況等を勘案し、適切な条件で加入手続を行う。また、甲の責任により損害賠償責任を負う場合は、乙が加入している自動車保険の適用を受けるが、免責金額や保険適用外の経費等は甲が負担とする。なお、乙への支払方法等は、甲乙協議の上決定する。

2 甲は、乙が加入した自動車保険の適用範囲外の使用をしてはならない。適用範囲外の使用又は可能性がある場合は、必ず乙へ連絡するものとする。また、保険内容を変更するか否かについては、甲乙協議の上決定する。

(連絡責任者の確認等)

第12条 甲および乙は、互いに、本協定に定める事項を遂行するため、連絡責任者を事前に定め、「連絡責任者報告書」(第3号様式)により、連絡事項を報告するものとする。人事異動等により連絡責任者が変更になった場合は、速やかに前記報告書により報告し、情報を共有するものとする。

(定期的な情報交換)

第13条 甲および乙は、災害時に本協定の円滑な遂行および連携強化のため、必要な情報交換や意見交換等を定期的に行うよう努めるものとする。

(防災訓練)

第14条 甲が行う防災訓練等に、乙が参加できる場合は、乙は可能な限り防災訓練等に協力することとする。その際、甲から車両の貸与希望があった場合は、可能な限り準備し、防災訓練等に協力する。詳細については、甲乙協議の上決定する。

(本協定の有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示もないときは、本協定は、期間を1年間として更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議解決)

第16条 本協定に定めがない事項又は本協定の条項につき疑義等が生じた場合は、甲および乙は誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和8年5月8日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 沼谷 純

秋田市御所野湯本三丁目1番7号
乙 秋田ダイハツ販売株式会社
代表取締役 長野 高 則

第1号様式（第3条関係）

令和 年 月 日

災害時における応援要請書

秋田ダイハツ販売株式会社
代表取締役 様

秋田市長

「災害時における車両貸与および給電支援に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

応援要請内容	必要数	必要期間	引渡希望場所	備考
自動車 (災害支援活動用)		月 日 ~ 月 日		
電気自動車 (電力供給用)		月 日 ~ 月 日		
外部電源機器		月 日 ~ 月 日		

2 担当者の詳細（秋田市）

所属・氏名			
電話番号、FAX番号	TEL	FAX	
メールアドレス			

3 連絡事項等

--

第2号様式（第3条関係）

令和 年 月 日

災害時における車両貸与報告書

秋田市長 様

秋田ダイハツ販売株式会社
代表取締役

「災害時における車両貸与および給電支援に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 要請内容回答

貸与可能内容	貸与数	貸与期間	引渡場所	備考
自動車 (災害支援活動用)		月 日 ~ 月 日		
電気自動車 (電力供給用)		月 日 ~ 月 日		
外部電源機器		月 日 ~ 月 日		

2 連絡事項（貸与不可理由）

--

3 担当者の詳細（秋田ダイハツ）

所属・氏名		
電話番号、FAX 番号	TEL	FAX
メールアドレス		

第3号様式（第12条関係）

令和 年 月 日

連絡責任者報告書

秋田ダイハツ販売株式会社
代表取締役 様

秋田市長

「災害時における車両貸与及び給電支援に関する協定書」第12条に基づき、下記のとおり連絡責任者を報告します。

記

第1連絡先

所属・役職・氏名		
電話番号・FAX番号	TEL	FAX
メールアドレス		

第2連絡先

所属・役職・氏名		
電話番号・FAX番号	TEL	FAX
メールアドレス		

第3連絡先

所属・役職・氏名		
電話番号・FAX番号	TEL	FAX
メールアドレス		

本件担当者

所属・役職・氏名		
電話番号・FAX番号	TEL	FAX
メールアドレス		

第3号様式（第12条関係）

令和 年 月 日

連絡責任者報告書

秋田市長 様

秋田ダイハツ販売株式会社
代表取締役

「災害時における車両貸与及び給電支援に関する協定書」第12条に基づき、下記のとおり連絡責任者を報告します。

記

第1連絡先

所属・役職・氏名	
電話番号・FAX番号	TEL FAX
メールアドレス	

第2連絡先

所属・役職・氏名	
電話番号・FAX番号	TEL FAX
メールアドレス	

第3連絡先

所属・役職・氏名	
電話番号・FAX番号	TEL FAX
メールアドレス	

本件担当者

所属・役職・氏名	
電話番号・FAX番号	TEL FAX
メールアドレス	